



2025 年は法令に注目！

厚生労働省は、企業に対して熱中症対策を罰則付きで義務づける方針を決めました。
2025 年 6 月 1 日から職場の熱中症対策が法律で義務化される予定で、
すべての日本企業は対策をより強化する必要があります。
対応を怠った場合は 6 か月以下の懲役または 50 万円以下の罰金が科せられる可能性があります。



対 象 は「暑い場所での作業」

規制の対象となるのは、簡単に言えば「とても暑い環境で長時間行う作業」です。
具体的には「WBGT28 度以上又は気温 31 度以上の環境下で連続 1 時間以上又は 1 日 4 時間以上の実施が見込まれる作業」
を対象としています。
これらの作業がある場合は以下の対応が義務付けられます。

WBGT (Wet Bulb Globe Temperature) とは、

熱中症リスクの評価などに用いられる暑さや熱ストレスの指標の一つです。
「日差しなどで物が受ける熱の度合い」「空気そのものの温度」「水が蒸発する時の冷却の度合い」
の三つを組み合わせ、暑さをより正確に測る方法です。

義 務 付けられることは「3 つ」



報告のしくみを作る

熱中症の疑いがある人をいち早く
見つけて報告できる体制を整える
必要があります。



対応の手順書を作る

熱中症の症状が出ている人を見つ
けた場合に備えて、適切な対処を
行うための手順を事前に定めてお
く必要があります。



みんなに知らせる

報告体制と手順について、
あらかじめ現場の関係者全員
に周知する必要があります。

対 策 はとにかく「暑い場所での作業」を減らす

義務として求められる対応はもちろんですが、そもそも熱中症になりにくい環境を作ることが何よりの対策です。
弊社では、これらの暑熱対策に役立つ各種製品を取り揃えております。